

原子力発第14115号
平成26年 9月19日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」
＜第I編 軽水炉規格＞に係る報告に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

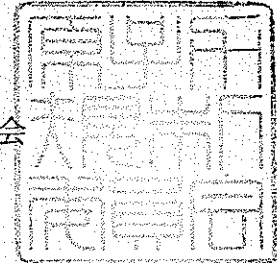
日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第I編 軽水炉規格＞に係る報告に関して、平成26年9月17日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原規規発第 14091710 号
平成 26 年 9 月 17 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力規制委員会



日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」
〈第 I 編 軽水炉規格〉に係る報告について

日本機械学会より「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版 (2013 年追補含む)) 〈第 I 編 軽水炉規格〉 (JSME S NC1-2012/2013) 正誤表」(平成 26 年 9 月 11 日付)が発行されたことを踏まえ、原子力規制委員会 (以下「委員会」という。)は、別紙 (NRA-Cb-14-002) のとおり、発電用原子炉設置者等に対し、委員会に報告を求めることといたしました。

つきましては、貴 (社・機構・学・法人) におかれましては、所要の対応を求めます。

原規規発第 14091710 号

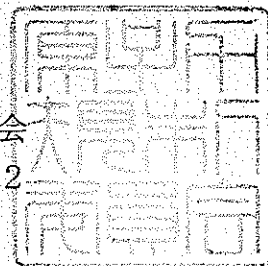
平成 26 年 9 月 17 日

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」

〈第 I 編 軽水炉規格〉に係る報告について

原子力規制委員会

NRA-Cb-14-002



原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は、日本機械学会より「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012 年版 (2013 年追補含む)) 〈第 I 編 軽水炉規格〉 (JSME S NC1-2012/2013) 正誤表」(平成 26 年 9 月 11 日付) が発行されたことを踏まえ、発電用原子炉設置者等に対し、下記 1 及び 2 について、平成 26 年 10 月 17 日までに委員会へ報告するように求めることとする。報告の結果、再試験の実施の有無や訂正後の規定への適合性が確認できない場合は、更なる対応を求めることとする。

なお、発電用原子炉施設以外の原子力施設等については、別添の規則において当該規格を直接引用はしていないが、別添の規則への適合のために当該規格を適用しているか否かについて、報告を求めることとする。

記

1. 別添の規則への適合が義務付けられている材料のうち、標記日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」〈第 I 編 軽水炉規格〉の正誤表に該当する規定番号 PVE-2332 (2005 年版 (2007 年追補版を含む) 又は 2012 年版) に基づき再試験を実施したものの有無について、報告すること。
2. 1. により再試験を実施したものがあある場合、当該材料が使用されている箇所及び当該材料が訂正後の規定番号 PVE-2332 (2005 年版 (2007 年追補版を含む) 又は 2012 年版) に適合しているか否かについて、報告すること。

以上

別添

報告対象の規則一覧

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号)

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号)

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)

使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
(平成十二年通商産業省令第百十三号)

使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号)

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号)

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則
(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号)

核燃料物質の使用等に関する規則
(昭和三十二年総理府令第八十四号)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
(昭和三十二年総理府令第五十七号)